

平成30年度 保育料基準額表(案)

資料
1-2

注：太字は平成30年度における「幼児教育の段階的な無償化に向けた取組」によるもの。

1号認定（幼稚園、認定こども園）

2号・3号認定（保育所、認定こども園等）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)
階層区分	定義	
A	生活保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	3,000円 〔0円〕
C	77,100円以下の世帯	14,100円→ 10,100円 〔7,050円→ 5,050円 〕
D	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下の世帯	20,500円 〔10,250円〕
E	211,201円以上の世帯	25,700円 〔12,850円〕

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校3年生以下)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定義	3歳以上児		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	1,200円 〔0円〕	1,200円 〔0円〕	1,800円 〔0円〕	1,800円 〔0円〕
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	7,600円 〔3,800円〕	7,600円 〔3,800円〕	9,900円 〔4,950円〕
D1		48,600円以上 60,000円未満	11,900円 〔5,950円〕	11,700円 〔5,850円〕	14,200円 〔7,100円〕
D2		60,000円以上 76,000円未満	16,800円 〔8,400円〕	16,500円 〔8,250円〕	19,400円 〔9,700円〕
D3		76,000円以上 (77,101円未満)	21,700円 〔10,850円〕	21,300円 〔10,650円〕	24,500円 〔12,250円〕
		(77,101円以上) 97,000円未満	21,700円 〔10,850円〕	21,300円 〔10,650円〕	24,500円 〔12,250円〕
D4		97,000円以上 123,000円未満	25,200円 〔12,600円〕	24,800円 〔12,400円〕	31,500円 〔15,750円〕
D5		123,000円以上 148,000円未満	26,100円 〔13,050円〕	25,700円 〔12,850円〕	40,500円 〔20,250円〕
D6		148,000円以上 169,000円未満	26,600円 〔13,300円〕	26,200円 〔13,100円〕	44,000円 〔22,000円〕
D7		169,000円以上 219,000円未満	27,200円 〔13,600円〕	26,700円 〔13,350円〕	50,500円 〔25,250円〕
D8		219,000円以上 265,000円未満	28,700円 〔14,350円〕	28,200円 〔14,100円〕	53,600円 〔26,800円〕
D9		265,000円以上 301,000円未満	29,600円 〔14,800円〕	29,100円 〔14,550円〕	54,500円 〔27,250円〕
D10	301,000円以上 397,000円未満	30,700円 〔15,350円〕	30,200円 〔15,100円〕	55,600円 〔27,800円〕	
D11	397,000円以上	31,800円 〔15,900円〕	31,300円 〔15,650円〕	56,700円 〔28,350円〕	

多子カウント年齢制限なし

多子カウントなし
年齢制限なし

有り(小学校就学前)

※1 []書きは、同時入所している2人目の額。

※2 1号認定は小学校3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、保育所、幼稚園、認定こども園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当(市長村民税所得割課税額が、1号認定:77,100円以下、2・3号認定:57,700円未満)の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。